

静岡県教育委員会告示第19号

静岡県公立高等学校等専攻科修学支援金事務処理要綱（令和4年静岡県教育委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

令和4年4月26日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第3 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>保護者等</u> 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「施行令」という。）第1条第1項に規定する者</p> <p>(5) 算定基準額 市町村民税の所得割の課税所得額（課税標準額）に6%を乗じ、調整控除の額を減じた額。ただし、<u>保護者等</u>が2人以上いるときは、その全員の算定基準額を合算した額。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(支給要件)</p> <p>第4 専攻科支援金の支給対象となる者は、高等学校等のうち、静岡県が設置した高等学校等専攻科に在籍する生徒であって、次の各号のすべてに該当する者とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>保護者等</u>の経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、別に定める者</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(支給金額)</p> <p>第5 専攻科支援金の額は、算定基準額の区分に応じた額に、県が受給権者に対して有する授業料債権（以下「<u>授業料債権</u>」という。）が発生した月数を乗じた額とする。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第3 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>生計維持者</u> 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「施行令」という。）第1条第1項に規定する者</p> <p>(5) 算定基準額 市町村民税の所得割の課税所得額（課税標準額）に6%を乗じ、調整控除の額を減じた額。ただし、<u>生計維持者</u>が2人以上いるときは、その全員の算定基準額を合算した額。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(支給要件)</p> <p>第4 専攻科支援金の支給対象となる者は、高等学校等のうち、静岡県が設置した高等学校等専攻科に在籍する生徒であって、次の各号のすべてに該当する者とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>生計維持者</u>の経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、別に定める者</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(支給金額)</p> <p>第5 専攻科支援金の額は、算定基準額の区分に応じた額に、県が受給権者に対して有する授業料債権（以下「<u>授業料債権</u>」という。）が発生した月数を乗じた額とする。</p>

<p>(1) <u>保護者等</u>の算定基準額が100円 9,900円</p> <p>(2) <u>保護者等</u>の算定基準額が100円以上51,300円未満 4,950円</p> <p>2 (略)</p> <p>(支給決定の取消し)</p> <p>第9 県教育委員会は第7の規定による支給の決定を受けた<u>保護者等</u>が、次の各号の一に該当すると認められる時は、支給決定の全部又は一部を取り消すことがある。</p>	<p>(1) <u>生計維持者</u>の算定基準額が100円 9,900円</p> <p>(2) <u>生計維持者</u>の算定基準額が100円以上51,300円未満 4,950円</p> <p>2 (略)</p> <p>(支給決定の取消し)</p> <p>第9 県教育委員会は第7の規定による支給の決定を受けた<u>生計維持者</u>が、次の各号の一に該当すると認められる時は、支給決定の全部又は一部を取り消すことがある。</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和4年度分の専攻科支援金から適用する。
- 2 令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した生徒については、第3第4号中「生計維持者」とあるのは、「令和4年静岡県教育委員会告示第19号改正前の規定による保護者等」と読み替えるものとする。